



名古屋法務局

相続登記促進強化週間

開催日時

令和2年11月9日(月)～13日(金)
9:00～19:00
(12:00～13:00を除く。)

予約制

内容

相続登記及び境界問題に関する手続について、法務局職員、司法書士又は土地家屋調査士が通常の受付時間を延長して電話による手続案内を行います。

予約期間

令和2年10月1日(木)～30日(金)
平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く。)



土地・建物の相続登記に関する手続案内

- 土地や建物の「相続登記」を放置していませんか？
- 相続が2回以上重なると登記手続がますます難しくなります。

隣地との筆界（境界）に関する手続案内

- 隣地との筆界(境界)についてトラブルはありませんか？
- 問題を子や孫の代まで残すと解決がますます難しくなります。



ご予約の詳細については、裏面をご覧ください。

★ ご利用いただくお客様へのお願い ～以下の内容に同意の上、ご予約ください～



□ ご利用は20分以内です



1回の手続案内は20分以内です。

多くの皆様にご利用いただけるよう時間の延長はできませんので、ご了承ください。

□ ご予約いただいた時間にお電話をします



ご予約いただいた時間になりましたら、担当者からお電話をさせていただきます。

開始時間から10分経過しても、お電話に出ていただけない場合は、予約をキャンセルされたものとさせていただきます。なお、予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

□ ご利用は申請人ご本人に限ります



ご利用いただけるのは、申請人ご本人（ご家族、ご親族を含む。）に限ります。法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士等）は、ご利用いただけません。

□ 手続の一般的な内容をご案内します



法務局ホームページに掲載されている申請書の様式をご案内し、手続の一般的な記載事項や添付書類についてご説明しますが、個別の事案に沿ったアドバイスは行いません。

□ 申請書類の確認などは行いません



申請書類の記載内容や添付書類の確認などは行いません。

また、申請の前提となる登記原因の事実や法律行為の有効性についての判断及びアドバイスは行いません。

□ 手続の完了等を保証するものではありません



手続案内は、申請内容の適合性や手続の完了を保証するものではありません。

申請後、登記官が法律に基づいて審査をした結果、記載内容の訂正や添付書類の追加提出を求める場合があります。

□ お手元にある資料をご準備ください



可能であれば、現在の登記内容が分かる資料（登記事項証明書や登記事項要約書など）や関係書類など、ご用意いただける資料をお手元にご準備ください。

また、法務局のホームページをご覧いただける場合は、ご利用いただく際にご準備ください。

○ 関係書類の例：登記事項証明書、地図等証明書、登記済証（権利証）又は登記識別情報通知、戸籍謄本又は戸籍事項証明書、固定資産税の納税通知書など

予 約
お問合せ

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館

名古屋法務局 民事行政調査官室

電話番号 (052) 952-8170

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く。)